

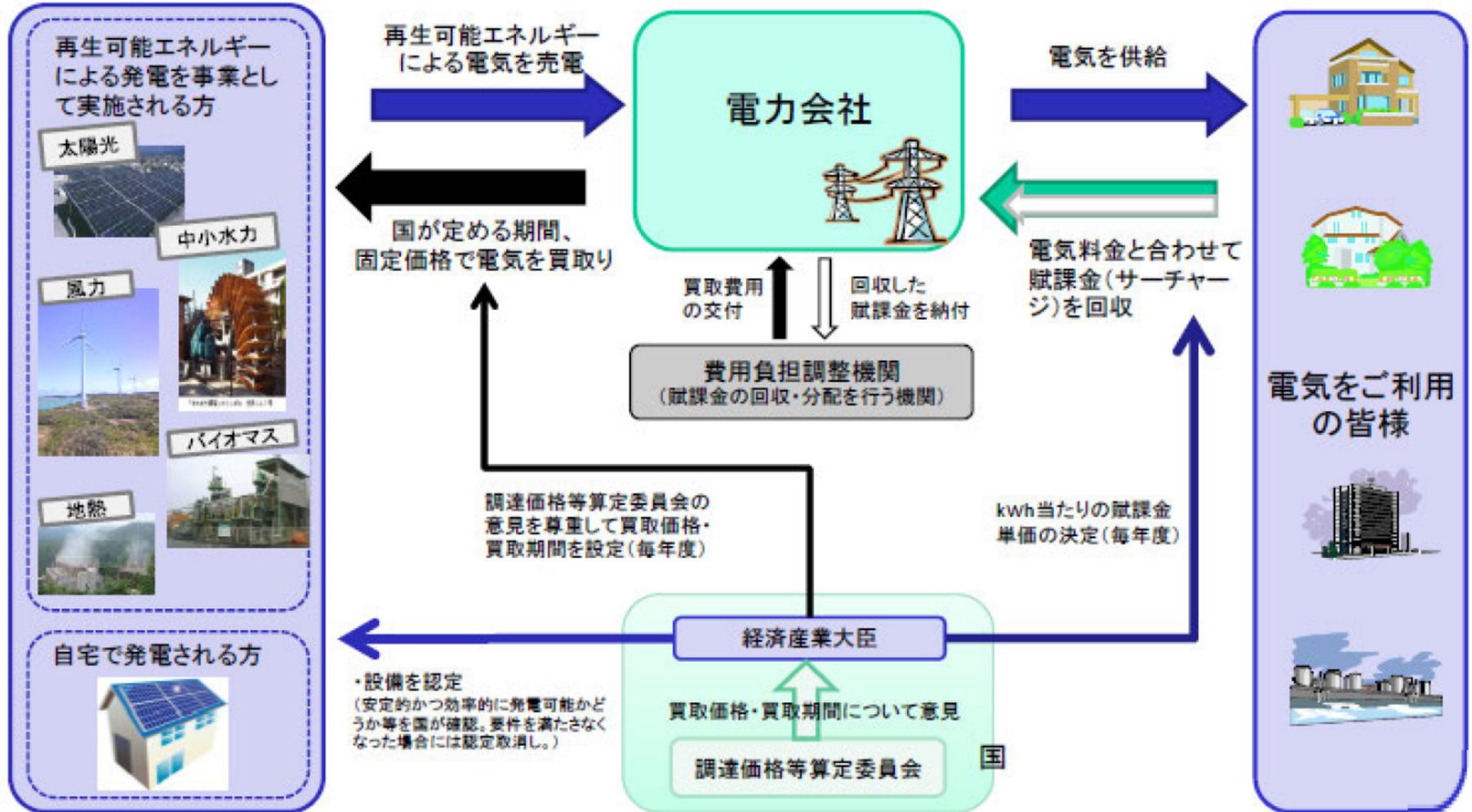
三重県太陽光発電施設の適正導入に係る ガイドラインについて

平成29年8月3日（木）

三重県雇用経済部
エネルギー政策・ICT活用課

FIT制度の導入

再生可能エネルギーの普及拡大を目的にFIT法施行（平成24年7月）

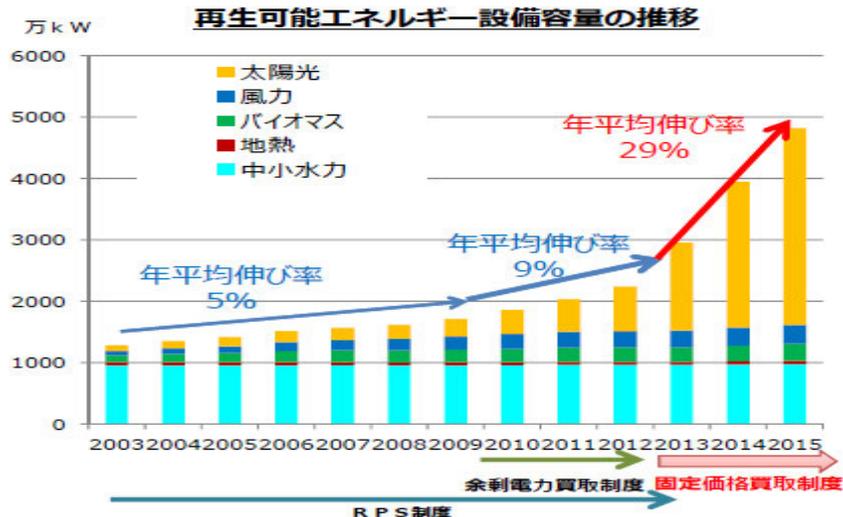


再生可能エネルギーの固定価格買取制度について（資源エネルギー庁、平成24年7月）より抜粋、一部加工

FIT制度の導入に伴う太陽光発電施設の増加

＜2016年11月末時点における再生可能エネルギー発電設備の導入状況＞

設備導入量（運転を開始したもの）								認定容量
再生可能エネルギー発電設備の種類	固定価格買取制度導入前	固定価格買取制度導入後						固定価格買取制度導入後
	平成24年6月末までの累積導入量	平成24年度の導入量（7月～3月末）	平成25年度の導入量	平成26年度の導入量	平成27年度の導入量	平成28年度の導入量（11月末まで）	制度開始後合計	平成24年7月～平成28年11月末
太陽光（住宅）	約470万kW	96.9万kW (211,005件)	130.7万kW (288,118件)	82.1万kW (206,921件)	85.4万kW (178,721件)	51.0万kW (103,536件)	446.1万kW (988,301件)	521.6万kW (1,141,119件)
太陽光（非住宅）	約90万kW	70.4万kW (17,407件)	573.5万kW (103,062件)	857.2万kW (154,986件)	830.6万kW (116,700件)	377.4万kW (50,629件)	2709.1万kW (442,784件)	7,567.2万kW (894,804件)



改正FIT法による制度改正について（資源エネルギー庁、平成29年3月）より抜粋、一部加工

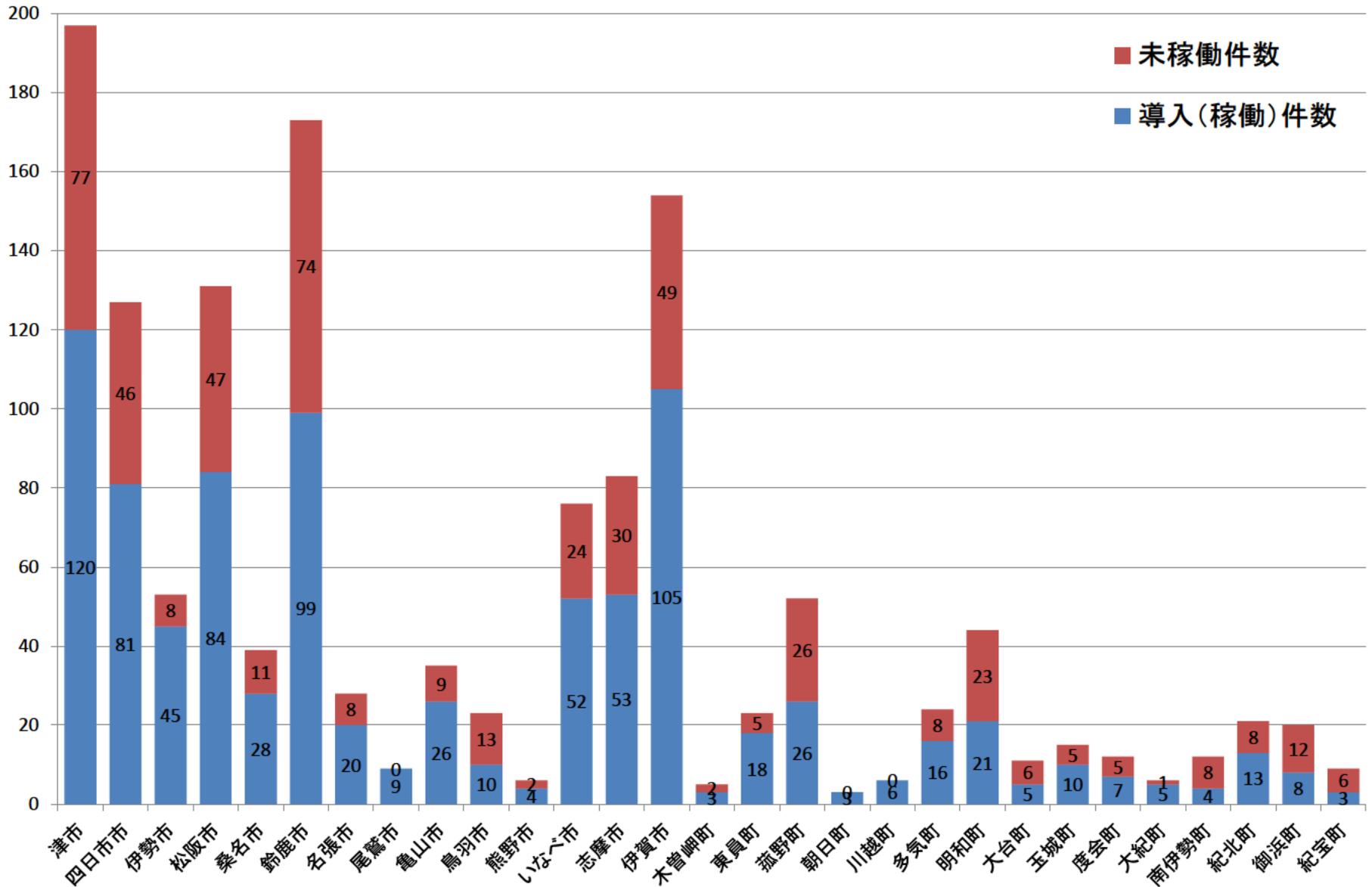
三重県内の太陽光発電施設導入状況

(平成29年2月末時点)

	FIT認定済みで 稼働済みの案件		FIT認定済みで 未稼働の案件	
	件数 (件)	容量 (kW)	件数 (件)	容量 (kW)
総数	62,072	1,263,286	17,044	1,591,735
出力10kW以上	15,198	1,062,541	13,248	1,573,400
出力50kW以上	886	708,506	513	1,112,758
出力1,000kW以上	212	451,430	138	966,750

資源エネルギー庁ホームページに掲載の数値を集計

市町別太陽光発電の認定件数 (出力50kW以上、平成29年2月末時点)



FIT法の改正について

2012年7月 固定価格買取制度開始

(制度開始後4年で導入量が2.5倍に増加)

顕在化してきた課題

太陽光に偏った導入

- ✓ 太陽光発電の認定量が約9割
- ✓ 未稼働の太陽光案件 (31万件)

国民負担の増大

- ✓ 買取費用は2016年度に約2.3兆円
- ✓ ミックスでは2030年に3.7~4.0兆円を想定

電力システム改革

- ✓ 小売自由化や広域融通とバランスを取った仕組み

改正FIT法：2016年5月成立、2017年4月施行

1. 新認定制度の創設

- 未稼働案件の排除と、新たな未稼働案件発生を防止する仕組み
- 適切な事業実施を確保する仕組み

2. コスト効率的な導入

- 大規模太陽光発電の入札制度
- 中長期的な買取価格目標の設定

3. リードタイムの長い電源の導入

- 地熱・風力・水力等の電源の導入拡大を後押しするため、複数年買取価格を予め提示

4. 減免制度の見直し

- 国際競争力維持・強化、省エネ努力の確認等による減免率の見直し

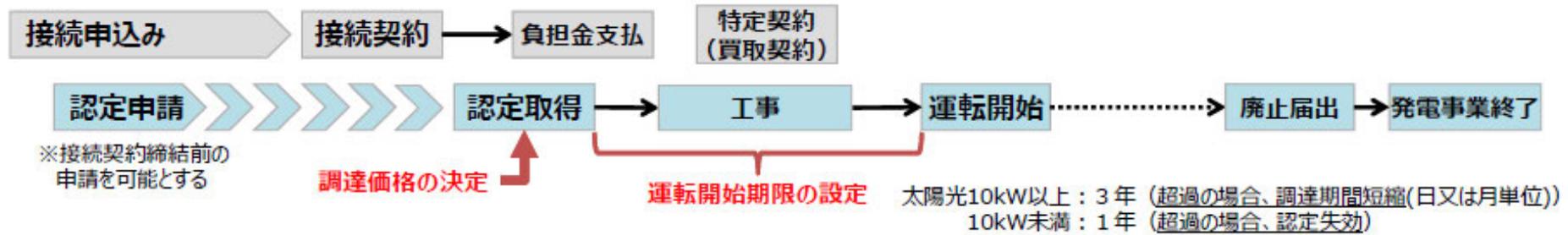
5. 送配電買取への移行

- FIT電気の買取義務者を小売事業者から送配電事業者に変更
- 電力の広域融通により導入拡大

再エネ最大限の導入と国民負担抑制の両立
エネルギーミックス：22~24%の達成に向けて (2030年度)

FIT法の改正について（新認定制度）

【認定申請から発電事業終了までの流れ】



＜認定申請の流れ＞

■ 太陽光50kW未満以外

- ① WEB上で申請情報を入力
- ② 登録画面を印刷したものに必要な書類を添付
- ③ 各経済産業局に発送

■ 太陽光50kW未満

- ① WEB上で申請情報を入力
- ② 添付書類をPDF等でアップロード
- ③ 代行申請機関に登録

※接続同意を証する書類については、申請時点に必須としないため、接続契約締結前でも申請可能。

※変更手続についても、認定申請同様の流れで申請を行う。

＜認定基準（新制度で追加される主なもの）＞

1. 事業の内容が基準に適合すること
 - 適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること
 - 外部から見やすいように事業者名等を記載した標識を掲げるものであること（太陽光20kW未満除く）
 - 設置に際し要した費用、運転に要する費用、発電量等に関する情報について経済産業大臣に提供するものであること
 - 発電設備の廃棄その他事業を廃止する際の設備の取扱いに関する計画が適切であること
 - （バイオマスの場合）発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれること
 - （地熱の場合）地熱資源の性状及び量の把握を運転開始前から継続して行うことその他の必要な措置を講ずること
2. 事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれること
 - 接続することについて電気事業者の同意を得ていること
3. 設備が基準に適合すること ※ほぼ現行を踏襲

（1～3共通）
関係法令（条例を含む）の規定を遵守するものであること

＜地域と共生しつつ、長期安定的な発電を確保する仕組み＞

認定申請段階

認定申請情報を関係省庁・自治体に共有
関係省庁や自治体において、土地利用規制等の関係法令・条例の遵守を確認できるよう認定申請情報をシステムで共有

認定段階

認定基準に基づく事業計画の審査
適切なメンテナンスの実施、関係法令・条例の遵守など、事業が適切に実施される見込みがあることを認定時に確認

認定情報の公表
認定した事業計画（太陽光20kW未満を除く）の主要な情報を広く一般に公表

事業実施段階

事業計画に違反した場合の指導等
関係省庁・自治体からの情報提供などを基に、関係法令・条例違反等、認定基準への違反が判明した場合は、FIT法に基づいて指導・改善命令・認定取消しを行う

事業計画策定ガイドラインによる適正な事業実施の促進

事業計画策定ガイドライン（国）

- 再生可能エネルギー発電事業者における適切な事業実施の確保を図るため、認定基準として規定される保守点検及び維持管理の実施や関係法令遵守等について具体化した考え方を示すとともに、法令の規制がかからない事項について適切な実施を促すものを記載するものとしている。

<ガイドライン記載事項の具体例（全電源共通事項）>

遵守事項		推奨事項 (法令の白地部分)
(FIT法独自の基準)	(関係法令に依拠する基準)	
<ul style="list-style-type: none"> 自治体に対して計画を説明し、適用される関係法令・条例の確認を行う 発電事業者名、保守管理責任者名、連絡先等の情報を記載した標識を掲示する ※旧認定取得者は新制度に移行した時点から1年以内に掲示する 	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務等の関係法令及び条例を遵守して、適切な設計・施工を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 説明会の開催など、地域住民との適切なコミュニケーションを図る 発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずる
<ul style="list-style-type: none"> 柵塀の設置等の設置により、第三者が構内に立ち入ることができないような措置を講じる (事業用電気工作物については従来から電気事業法において義務) ※旧認定取得者は新制度に移行した時点から1年以内に柵塀等を設置する 	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業法に基づき、保安規程を策定し、選任した電気主任技術者を含めた体制とする 	
<ul style="list-style-type: none"> 保守点検及び維持管理計画を策定し、これに則り保守点検及び維持管理を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに発電設備を処分 	<ul style="list-style-type: none"> 民間団体が作成したガイドラインを参考にし、保守点検及び維持管理を実施する FITの調達期間終了後も設備更新することで、事業を継続する

<電源毎のピックアップ>

太陽光

- 民間ガイドライン等を参考とした、適切な保守点検及び維持管理の実施（電事法の一部の規制が適用されない50kw未満も対象）
- 民間ガイドライン等を参考とした、適切な設計・施工
- 周辺環境への反射、騒音等に対する適切な措置

風力

- 風況、落雷、着氷等の気象条件等についての事前調査の実施
- 適切な保守点検及び維持管理の実施（電事法の一部の規制が適用されない20kw未満も対象）

地熱

- 湧出量や温度等の推移を把握するための源泉モニタリングの実施
- 植生や家屋等への影響を把握するための蒸気の大気放散のモニタリングの実施
- 地元の自治体、地域住民、温泉事業者等との関係構築

バイオマス

- 燃料となるバイオマスを安定的に調達できる体制の構築
- 同一種類のバイオマスを利用している既存事業者への配慮

中小水力

- 水利使用に係る手続の適切な実施

県ガイドラインの策定

【策定の背景】

H24.7 固定価格買取制度（FIT制度）導入

全国的に太陽光発電施設の開発が大幅に増加

事業計画の早い段階から地域住民に情報を提供しない事業者が存在

県内でも景観、防災、自然環境との調和が地域課題として顕在化

国はこうした状況に対応するため、H28.5 FIT法改正（H29.4施行）
H29.3 「事業計画策定ガイドライン」策定



国のガイドラインを補完し、計画段階から地域住民、市町、県に情報が提供され、設計、施工、運用、廃止の段階で地域との調和が図られるよう三重県においてもガイドラインを策定（H29.6.30策定）

【県ガイドラインの特徴】

●ガイドラインの適用対象施設

- 設備：太陽光発電施設
- 設置場所：三重県内（隣接府県にまたがる場合を含む）
- 施設規模：出力50kW以上（建築物に設置されるものを除く）
※標識の掲示については、出力規模に関わらず全ての太陽光発電施設（建築物に設置されるものを除く）を対象とします。

●事業概要書の提出

- 事業計画の早い段階で、事業概要書を提出。
- 提出先：県担当課及び施設の設置を計画している市町担当課（太陽光発電施設が複数の市町にまたがる場合は、関係する全ての市町）

●関係法令、条例の遵守

必要な措置や手続き等を国、県、市町に確認及び相談し、規定を遵守することが必要。

●区域の設定

- 設置するのに適当でない区域
- 設置するのに十分な検討や調整が必要な区域

●地域住民とのコミュニケーション

- 配慮すべき地域住民の範囲や説明会の開催、戸別訪問など具体的な対応方法を市町に相談
- 事業概要書等を用い地域住民に説明

●適正な保守点検・維持管理等

県ガイドラインの概要（適用対象施設）

- **三重県内**（隣接府県にまたがる場合を含む）に設置する**出力50kW以上の太陽光発電施設**

※建築基準法第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く

※**標識の掲示**については、出力規模に関わらず**全ての**太陽光発電施設（建築物に設置されるものを除く）を対象

対象



出力50kW以上

対象外



● 関係法令、条例の遵守

- 関係法令、条例の規定に従い、土地及び周辺環境の調査を行うことが必要
- 必要な措置や手続き等について、**国、県、市町に確認及び相談**

県ガイドラインの概要（区域の設定）

①設置するのに適当でない区域

関係法令、条例の規定により開発行為が厳しく制限（原則不許可など）されている区域や、防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、許可を要する区域



農用地区域
（津市）



伊勢志摩国立公園
（志摩市）



国史跡美旗古墳群の馬塚古墳
（名張市）

県ガイドラインの概要（区域の設定）

②設置するのに十分な検討や調整が必要な区域

関係法令、条例の規定により防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、許可、届出を要する区域

- ・自然公園法における普通地域（面積等の条件）、農地法における第2種農地、第3種農地 など

①②の区域外

①②の限定された区域以外であっても、土地の選定にあたっては、「太陽光発電施設設置に係る関係法令・条例一覧」を参考に、十分な検討や調整を行う必要があります。

地域住民の生活環境に直接影響のある地域では、地域住民の声に十分配慮し、土地の選定、開発計画の策定を行うことを求めます。

県ガイドラインの概要（事業概要書の提出）

- 事業計画の早い段階で、県担当課及び施設の設置を計画している市町担当課へ事業概要書を提出するよう求めます。

- 事業概要書提出時に聞き取りを行います。

- 事業概要書提出後も、事業認定申請予定時期など、各段階において聞き取りを行います。

様式

年 月 日

住所

事業者名 印

事業概要書

○ 本事業概要書は、「三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」に基づき、三重県内で固定価格買取制度により「再生可能エネルギー発電事業計画」の認定を受ける予定の出力50kW以上の太陽光発電施設（建築物へ設置するものを除く。）の設置を計画されている事業者の方が作成するものです。

○ 下記事業概要に必要な事項を記入の上、事業計画の早い段階で、県担当課及び施設の設置を計画している市町担当課（太陽光発電施設が複数の市町にまたがる場合は、関係する全ての市町）へ提出願います。県担当課は、本事業概要書に基づき運転開始時までの期間、定期的に進捗状況の確認をさせていただきます。

○ 太陽光発電施設の設置予定場所の位置図、配置図を添付してください。

【事業概要】

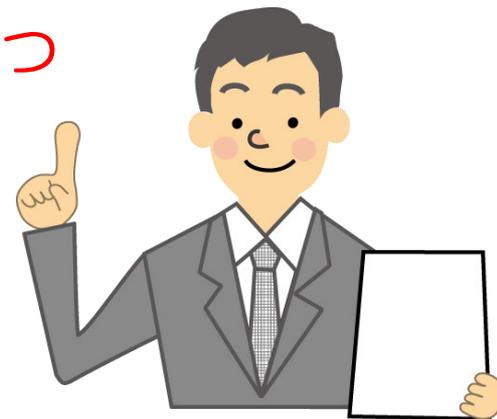
内 容		記入年月日	年 月 日
1	施設設置予定場所（住所） （複数の地番がある場合は全て記入）		
2	事業予定地の面積（㎡）		
3	事業予定地の登記地日 （複数ある場合各々の地日と面積（㎡）を記入） ※現況地日が登記地日と異なる場合は、右欄に現況地日を記入してください。		
4	土地所有者名		
5	発電事業者	事業者名	
6		代表者名	
7		住 所	
8		電話番号	
9		担当者名	
10	緊急連絡先		
11	総発電出力（kW）		
12	事業認定申請予定		年 月
13	設置工事着手予定		年 月
14	運転開始予定		年 月
15	事前説明を予定している地域		

※事業概要書の提出後に、上記事業概要の主要事項（1～11）が変更となった場合には、事業概要書を修正のうえ、再度提出してください。

※提供いただいた情報は、必要に応じ、市町、県、国の間で共有させていただきます。

また、地域住民への説明の際は、本事業概要書に基づき説明を行ってください。

- 事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図る。
- 事業概要書等を用い、地域住民に説明。
- 隣接する水路等への排水や土砂流出について、事前に水路管理者に相談。
- 事業計画や排水、土砂流出などについて説明を求められた場合は、事業計画の早い段階で地域住民へ説明。
- 要望、苦情、懸念等に対する誠意をもった対応。



県ガイドラインの概要（適正な保守点検・維持管理）

●保守点検・維持管理

- 事業計画の認定申請時提出した保守点検、維持管理に係る**実施計画に則り保守点検、維持管理**を実施。
- 発電性能の維持に関する作業（除草時の除草剤利用等）を実施するに当たり、**地域住民や周辺環境地域に影響が及ぶことがないように努める。**

●非常時の対処

- 発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合の**速やかな対応。**
- 地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合、**市町及び地域住民へ速やかに連絡。**
- **被害防止又は被害拡大防止のための措置。**
- 被害が発生し、損害賠償責任を負う場合、**適切かつ誠実な対応。**

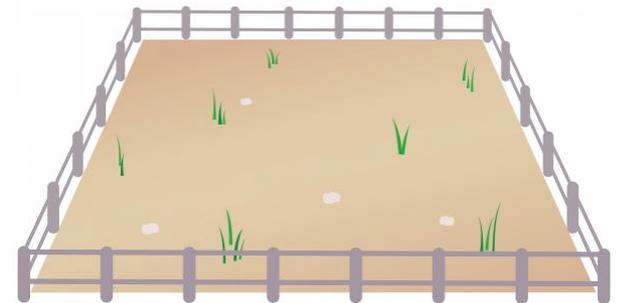
県ガイドラインの概要（廃止届の提出）

●撤去・処分等

- 廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、**事業終了後**、可能な限り**速やかに**撤去・処分する。
- 第三者がみだりに発電設備に近づかないよう、**適切な措置**を行う。
- 県、市町、地域住民と合意した事項がある場合は、当該事項に従い**責任をもって対応**する。

●廃止届の提出

- 写しを**県、市町に提出**する。



県ガイドラインの概要（ガイドラインの効果の確認）

●情報収集

- 県の関係法令、条例所管課と市町の担当課に対して不適切案件や地域住民等からの相談件数について定期的に照会を行う。
- 事業者に対し、運用開始までの期間、法令等の手続状況や住民説明会の実施状況など、各段階での聞き取りを行う。

●情報共有

- 県庁内会議や県と市町の連絡会議において、情報共有を行うとともに、ガイドラインの効果、改善点について意見交換を行う。

●ホームページにおける公表

- 不適切案件の概要と地域住民等からの相談件数等を定期的に県のホームページ上で公表する。

●ガイドラインの改定

- ガイドライン施行後の効果を確認し、必要に応じてガイドラインの改定を行う。